

訪問リハビリテーション重要事項説明書

当事業者は契約者に対して訪問リハビリテーションサービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者の概要

(1) 事業者の名称・所在地及び電話番号

名称	社会医療法人社団三草会 クラーク病院訪問リハビリテーション		
代表者	石橋 輝雄		
管理者	笠 青陽		
所在地	札幌市東区本町2条4丁目8番20号	電話番号	011-787-6323
医療機関コード	0215761号	事業所番号	0110215761号

(2) 運営方針

- ① 利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に訪問リハビリテーションを行うものとします。
- ② 自らその提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問リハビリテーション実施計画書に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切に行います。
- ④ 訪問リハビリテーションの提供に当たり親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ 訪問リハビリテーションの提供に当たり、医学の進歩に対応し、新しい知識と技術を取得するよう研鑽し、質の高いリハビリテーション技術をもって行います。
- ⑥ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

(3) 従業者の職員体制

医師（専任）	1名				
理学療法士	6名	常勤職員兼務	作業療法士	4名	常勤職員兼務
言語聴覚士	1名	常勤職員兼務			

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日	休業日	（12月30日から1月3日、国民の祝日、祭日）
受付時間	9時から17時まで		

(5) サービスを提供できる地域

札幌市東区、北区、中央区、白石区

2. 当事業者が提供するサービスの内容

- (1) 訪問リハビリテーションは、通院してリハビリテーションを受けることが困難な利用者に対し、定期的な医学管理及び居宅サービス計画（以下、ケアプラン）に基づき、訪問リハビリテーション職員が訪問リハビリテーションを提供します。
- (2) サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合にあつて、その変更がケアプランの範囲内かつ対応可能な場合には、「訪問リハビリテーション実施計画書」の変更等の対応を行います。

3. 利用者負担金（別紙添付）

- (1) サービスの実施に対しての利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づくものとなります。また、通告のない急なキャンセルにはキャンセル料が発生します。
- (2) サービス利用料が制度上の支給限度額を超える場合等には、その超えた額が自己負担になります。居宅サービス計画を作成する際に、居宅介護支援専門員から自己負担について説明の上で利用者の同意を得ることとなります。
- (3) 利用者負担金の支払方法については、月ごとにまとめ、サービス実施月の翌月27日（休日の場合は翌営業日）に指定の金融機関の口座から引き落とさせていただきます。都合により引き落としができなかった場合は、その翌月の利用料に加えて引き落としさせていただきます。
- (4) 居宅サービス計画を作成しない場合、介護保険料を滞納している場合などの利用者は、利用者が一旦利用料の10割を払い、保険者に対して保険給付分（9割）を請求していただくこととなります。

（注意1）自己負担額は、介護報酬の計算上1～2円程度増えることがあります。

（注意2）「支給限度額を超えた場合等」の解釈には、居宅サービス計画の未届けや介護保険料滞納の場合を含みます。

（注意3）キャンセル料は、利用者の都合でサービスを中止する場合、前日17時までにご連絡ください。当日の訪問時に不在の場合、担当介護支援専門員に相談・了承の上、訪問リハビリ利用料（10割）の50%を自費請求させていただきます。

4. サービスに関する相談・苦情窓口について

- (1) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、担当訪問リハビリテーション職員か下記の責任者が窓口となり対応しますのでご連絡下さい。

相談・苦情窓口

社会医療法人社団三草会 クラーク病院 リハビリテーション部
担当者 村上 功一（むらかみ こういち）
電話番号 011-782-6160

- (2) 当事業者以外に、次の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

札幌市役所 介護保険課	211-2547
東区役所 保健福祉課	741-2400
白石区役所 保健福祉課	861-2400
北区役所 保健福祉課	757-2400
中央区役所 保健福祉課	231-2400
北海道国民健康保険団体連合会 苦情処理担当	231-5161

5. 緊急時、及び事故発生時の対応

- (1) 緊急時及び事故発生時には、緊急対応の上、クラーク病院の医師又は利用者の主治医に連絡し医師の指示に従います。また、緊急連絡先となっている家族・介護支援専門員・関連機関への報告対応を迅速に行います。
- (2) サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

6. 身体拘束の禁止

- (1) 事業者はサービスの提供に当たり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。

- (2) 事業者はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録します。

7. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。 虐待防止に関する担当者： 笠 青陽
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 事業所職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) サービス提供中に、事業所職員又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町に通報します。

8. ハラスメントの防止について

事業者は事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、事業所職員、取引先事業者、利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 事業所職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修等を実施します。また定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9. 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) リハビリ職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会に定期的に参加するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1. その他

(1) 職員に対してのおもてなしやお心づけは、固くご辞退させていただきます。

(2) 当事業所は、理学療法士・作業療法士養成校の実習施設となっております。実習生を訪問リハビリサービス実施の際に同席させる場合がありますのでご了承ください。

(3) ペットをお飼いの場合は、訪問リハビリの実施にあたり支障がないよう、また大切なペットを守るためにも、ゲージに入れる等、ご協力をお願いいたします。

(4) リハビリスタッフのケア提供中の喫煙・飲酒はご遠慮ください。

1 2. 運営に関する重要事項

訪問リハビリテーション職員は、介護保険等の関係法令に遵守し、医師の指示に基づいた計画的な医学管理の下、訪問リハビリテーションサービスを提供することとされております。医師の指示のない方は実施できませんのでご了承ください。分からない点は大小にかかわらず、担当者にお尋ねください。